

(11) 浅草六区地区景観形成特別地区

1) 対象区域

本地区は、浅草六区地区を対象とします。



図 2-12 対象区域

2) 景観特性

- 浅草六区地区は、国際観光都市浅草を象徴する浅草寺の西側に位置し、かつては東京一の興行街として、現在ではつくばエクスプレスの開業により浅草の新たな西の玄関口として浅草観光の拠点となる地区です。
- 六区地区の「六区」とは、明治 17(1884) 年より始まった浅草公園の築造・整備における区画番号のことであり、その中でも第 6 区画は興行街として整備され、浅草寺の裏手奥山地区から見世物小屋が移転し、歓楽街が形成されました。そのまま「浅草公園六区」という名称が明治・大正・昭和にかけて東京の娯楽の代名詞として親しまれました。
- 明治期、大正期には日本初の高層ビルである凌雲閣をはじめ、演劇場、オペラ常設館、映画館等が出来たことにより隆盛し、昭和期に入ってから芸能の殿堂として娯楽の中心だったが、高度成長期に入り新宿、渋谷等の若者文化が芽生えるとともに若者世代の嗜好に合わなくなった劇場等は閉鎖されるなど、大衆文化の変容により街の姿も変化してきました。
- 現在は、演芸場や映画館がかつての六区の面影を残し、場外馬券売場、飲食店や遊戯施設等の商業施設が集積する地区となっており、派手な公告看板等も目立ちます。

3) 景観形成の目標（基本的方向）

六区地区はかつての大衆文化、芸能文化に培われた興行街、娯楽の中心地としての歴史を踏まえ、地域の歴史を尊重し、興行街にふさわしいまち並みの形成を図ります。また安全で快適な歩行空間を確保し、浅草の魅力と賑わいに貢献する興行街の再生を目指した景観形成を目標とします。

1 興行街としての六区のイメージを継承したまち並み景観づくり

明治、大正、昭和初期にかけて、浅草六区地区は娯楽の中心地でした。特に大正から昭和初期には、映画館などの興行場が多くつくられ、東京一の興行街として賑わいをみせていました。この当時のイメージを継承した個性的なまち並みの創出と、商業施設等の設えの工夫による賑わいのある景観づくりを進めます。



▲ 浅草六区地区（現在 1）



▲ 浅草六区地区（現在 2）



▲ 浅草六区地区（明治末期）



▲ 浅草六区地区（大正初期）

2 浅草六区地区の賑わいを感じながら回遊できる景観づくり

つくばエクスプレス浅草駅から浅草への玄関として、また浅草観光の回遊性をつくる地区として、歩行者が楽しみながら快適に歩ける景観づくりを進めます。

4) 景観形成方針【法第8条第3項】

1 浅草六区地区のイメージを継承した景観を形成します

六区ブロードウェイに面する建築物は、浅草六区の歴史や文化、地区のまち並み景観を意識し、素材や色彩の工夫により周辺と調和を図り、魅力と賑わいのあるまち並みを形成します。

- 近景からも凹凸を感じられるような表情があり、重みや深みの感じられる素材の活用を図ります。
- 伝統を継承する落ち着きと、新たな文化を創造する華やかさが調和した色彩を用いて建築物の協調を図ります。
- まち並みにリズムを与えるために、窓面等の開口部を規則的に設ける等の工夫をします。

2 賑わいを演出し、快適に歩ける通りの景観を形成します

建物のセットバック部分の設えを工夫し、訪れる人が快適に歩ける工夫をするとともに、商業施設、劇場、演芸場、映画館などの入口の設えや、のぼり旗や看板等の設置によるまち並みの演出を行い、賑わいを感じられ楽しい景観づくりを進めます。

- 低層部に店舗等を入れるとともに、積極的に開口部をつくるなど、開放的なデザインとなるように配慮します。
- 興行街のイメージを演出するちょうちんやのぼりの設置によるまち並みのにぎわいの形成に努めます。
- セットバック部分へのベンチの設置など、佇みたくなる空間づくりを図ります。
- 建物のライトアップなど、夜間照明による演出の工夫をします。

3 アイ・ストップとなる街角等の魅力を高める景観を形成します

六区ブロードウェイは周辺の特徴ある商店街と隣接しており、いろいろな表情を持つ街角が多くあります。これらの街角を魅力的に設えることで、六区地区の歴史的なイメージを継承したまち並みの形成を図るとともに、浅草全体の回遊性を高めます。

- 街角に建つ建物の開放的な店構えや建物デザインの工夫を図ります。
- 街角に小広場や佇める場の設置に配慮します。

4 まち並みに表情が感じられる景観を形成します。

建築物の設備や屋外広告物が周囲から突出するなどして景観を損なわないようにデザインを工夫します。

- 建築設備や附帯設備の通りから見えない位置への配置やルーバーによる修景を図ります。
- 地域になじまない屋外広告物、看板等の掲出は控えます。
- 道路沿いの空地等に掲出する屋外広告物等は、「ちょうちん」や「のぼり」のような浅草らしさと賑わいを演出するものを用いるなど、六区のイメージにふさわしいデザインとなるよう工夫します。

5) 景観形成基準（行為の制限）【法第8条第2項2号】

地域の景観特性を活かし、地域の魅力を高める配置・形態意匠とし、敷地全体でバランスの取れた外観となるようにするとともに、建築物・工作物・開発行為の各基準に適合するものとします。

■建築物の景観形成基準

項目	景観形成基準
配置	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 敷地内やその周辺に歴史的・文化的な資源などがある場合は、これらを活かした配置となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> エリア内道路沿いにオープンスペースを積極的に配置するなどゆとりの演出を図るとともに、隣接する建築物の壁面の位置などに配慮する。 <input type="checkbox"/> 駐車場、駐輪場や設備は、通りから見えない位置に配置する。やむを得ず通りに面する場合などは、賑わいの演出を妨げないように配慮する。
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> エリア内の通りに面する建物は、連続した壁面の形成や建築物・工作物の高さを揃えるなど魅力あるまち並みの創出を図る。
形態・意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建築物のデザインは浅草六区の歴史や文化を継承し、地区の街並み景観や壁面に表情をつける配慮をする。 <input type="checkbox"/> 建築物に付帯する屋外設備や階段等は、高層階や上空からの視線に配慮するとともにエリア内道路から見えない位置に配置する。やむを得ない場合は、建築物と一体的な意匠とするか、ルーバーなどにより修景するなど、周囲から目立たない工夫を施すなど建築物本体や周辺との調和に努める。 <input type="checkbox"/> 建築物等の色彩や素材は、次の事項に適合するとともに周辺との調和を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、耐久性があるものを積極的に使用し、光沢があるものは控える。 ・地域で親しまれている色彩（別表参照）の活用に努める。 ・外観の色彩は、別表に定める基準に適合するものとする。 <input type="checkbox"/> 表情のある素材を用いるなど、落ち着きと深みのある壁面のデザインとなるよう努める。 <input type="checkbox"/> 高さのある長大な壁面は単調なものを避け、デザイン等による変化を与え親しみやすさを工夫する。 <input type="checkbox"/> 通りに対して開かれた店構えや、街角に積極的に装飾を設けるなど、賑わいを感じさせる意匠となるよう努める。
公開空地 外構・緑等	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通り側にベンチを設置するなど、佇むことができる場所を設置する。 <input type="checkbox"/> エリア内道路沿いには、提灯やのぼり旗などの賑わいの演出を図る。 <input type="checkbox"/> 高層階や上空からの視線に配慮し、できるだけ屋上緑化を図る。 <input type="checkbox"/> 建物のライトアップを施すなど、夜間でも適度な明るさを確保するよう努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場の出入り口は、できるだけ通りから見えないように修景する。

■工作物の景観形成基準

項目	景観形成基準
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> エリア内からの眺望に対して圧迫感を感じさせないように配慮する。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 色彩や素材は、次の事項に適合するとともに、周辺との調和を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・素材は、耐久性があるものを積極的に使用し、光沢があるものは控える。 ・地域で親しまれている色彩（別表参照）の活用に努める。 ・外観の色彩は、別表に定める基準に適合するものとする。

■開発行為の景観形成基準

別表1参照